

市街化区域内の建築物・敷地の緑化基準を見直しました

■ 環境の保全と創造に関する条例（第118条の2）の概要

市街化区域内で建築面積1,000㎡以上の（又は面積が1,000㎡以上の敷地で）建築物を新築・改築・増築する際、建築物やその敷地の緑化を義務付け【建築面積1,000㎡以上は届出が必要】

区分	義務緑化面積
建築物	利用可能な屋上面積の20%以上
敷地	非住宅：空地面積※の50%以上 住宅：空地面積※の30%以上 ※空地面積 = 敷地面積 × (1 - 法定建蔽率)

見直し① 緑化の質の向上（高木緑化の誘導）

1 高木を緑地面積として算入

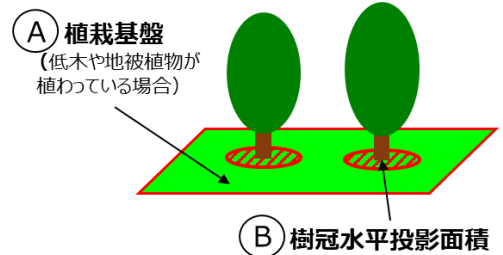
「低木等による緑地面積（植栽基盤の面積）」とは別に「高木による緑地面積」が算入可能

改正前 植栽基盤(A)の面積

※ 植栽基盤と樹冠が重なる部分の重複算定はできない

⇒ 改正後 植栽基盤(A) + 高木(B)の面積

※ (A)が高木以外の緑で被われている場合に限る

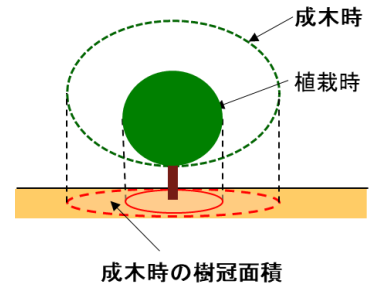


2 高木1本ごとの緑地面積を規定

樹木が生長した時に想定される樹冠の広がりをもとに緑地面積として算定

改正前 植栽時の樹冠水平投影面積 ⇒ 改正後 成木時の樹冠面積

植栽時の樹高	成木時の樹冠面積	(成木時の樹冠半径)
1m以上～2.5m未満	3.8 ㎡	(1.1m)
2.5m以上～4m未満	8.0 ㎡	(1.6m)
4m以上～	13.8 ㎡	(2.1m)



見直し② 壁面緑化の基準厳格化

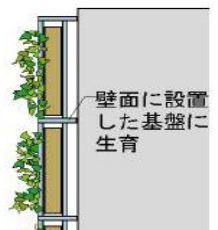
1 壁面緑化の方法を限定

壁面緑化の生育状況が他の緑化に比べて悪い事例が多く散見されるため、緑地面積として算定できる壁面緑化の方法を限定

改正前 規定なし

⇒ 改正後 原則として、植栽基盤を壁面に直接設置するもの（基盤造成型）に限定

ただし、基盤造成型以外に確実に生育が見込める壁面緑化も算定可能
(緑化計画において、生育実績、土壌、補助資材と樹種の組合せ等の提示が必要)

見直し③ CO₂排出抑制に資する建築物等における義務緑化面積の緩和

1 ZEB・ZEH水準の建築物（ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング（ハウス））

エネルギー削減量に応じて、義務緑化面積の一部を緩和

※県が定める算定式により緩和面積を算出

2 木造建築物

木材使用量（= CO₂固定化量）に応じて、義務緑化面積の一部を緩和

※県が定める算定式により緩和面積を算出

3 その他（電気自動車充電設備や小型風力発電設備の設置）

届出者からの提案を受け、エネルギー削減量等に応じて、義務緑化面積の一部を緩和
ただし、事前の個別協議（窓口：兵庫県都市政策課）が必要になります。

※敷地において緩和される緑地面積は、義務緑化面積の2分の1を上限とします。

施行日

R6.4.1（施行日以降の届出に適用）